

岩手県産業廃棄物税条例の一部を施行に改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 <u>岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）第2条第1号の徴税吏員</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 納付書 <u>県税条例第2条第3号の納付書</u>をいう。</p> <p>(4) 納入書 <u>県税条例第2条第4号の納入書</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(広域振興局長に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 <u>知事又はその委任を受けた職員</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 納付書 <u>納税者（法第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び法第16条第1項第6号に規定する保証人を含む。以下この号において「納税者」という。）が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定めるものに納税者の住所、氏名又は名称、年度、税目等及び納付すべき徴収金の額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。</u></p> <p>(4) 納入書 <u>特別徴収義務者（法第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び法第16条第1項第6号に規定する保証人を含む。以下この号において「特別徴収義務者」という。）が徴収金を納入するために用いる文書で、規則で定めるものに特別徴収義務者の住所、氏名又は名称、年度、税目等及び納入すべき徴収金の額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(広域振興局長に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 [略]</p>

2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長に指示することができる。

(納税管理人)

第7条 [略]

2 県税条例第9条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

(不申告に関する過料)

第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の規定によって準用される県税条例第9条第2項の認定を受けている場合を除く。）の規定によって、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条から第6条の3まで、第11条、第13条から第19条まで及び第21条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第6条の2中「この条例」とあるのは「岩手県産

2 知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、局長に指示することができる。

(納税管理人)

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る徴収金の徴収の確保に支障がないことについて局長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を局長に届け出なければならない。

3 第1項の申告書又は申請書には、次に掲げる事項を記載し、納税管理人となる者の承諾書を添えなければならない。

(1) 納税義務者又は特別徴収義務者の住所又は居所及び氏名

(2) 納税管理人の本籍地、住所又は居所、氏名及び納税義務者又は特別徴収義務者との関係

4 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「県税条例」という。）第12条第5項の規定は、第1項の規定による申告について準用する。

(不申告に関する過料)

第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の認定を受けている場合を除く。）の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条、第7条、第11条及び第14条から第26条までの規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第7条、第14条、第15条及び第23条中「県税」とあるのは「産業廃棄

業廃棄物税条例」と、「知事又は局長」とあるのは「局長」と、第6条の3、第11条及び第13条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第21条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(徴収猶予の手続)

第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第15条の3及び第99条の15第1項の規定を準用する。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第23条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第24条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該承認を受けた産業廃

物税」と、県税条例第11条中「この条例」とあるのは「岩手県産業廃棄物税条例」と、「知事又は局長」とあるのは「局長」と、県税条例第26条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(徴収猶予の手続)

第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第19条及び第90条第1項の規定を準用する。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第23条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第24条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条の承認を受けている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合において、産業廃棄物税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものの全部又は一部についてその承認を受けた局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(条例の規定の適用)

第25条 第23条又は前条各項のいずれかの承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。

2 前条の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合には、当該産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(条例の規定の適用)

第25条 前2条に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩手県産業廃棄物税条例（以下「改正後の条例」という。）第9条（岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第3項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる期限の延長の申請について適用し、施行日前にされた期限の延長の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第23条及び第24条第1項の規定は、施行日以後に備付けを開始する改正後の条例第23条に規定する産業廃棄物税関係帳簿について適用する。

4 改正後の条例第24条第2項の規定は、施行日以後に保存が行われる改正後の条例第23条に規定する産業廃棄物税関係帳簿について適用する。